

# 2020 年度税制改正大綱

Issue 155, December 2019

## In brief

自由民主党・公明党両党は、2019 年 12 月 12 日に、令和 2 年度税制改正大綱（以下「与党税制改正大綱」）を決定しました。この与党税制改正大綱においては、Society 5.0 の実現に向けて中長期的に成長していく基盤を構築するために、イノベーションを持続的・自律的に生み出していく必要があるとしています。そのための税制支援策として、イノベーションを担うベンチャー企業への投資促進、及び 5G 情報通信インフラの普及促進の措置が講じられています。また、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、連結納税制度が抜本的に見直され、それに代わるグループ通算制度へ移行されます。さらに、日本企業の健全な海外展開促進や、租税回避への効果的な対応のための国際課税制度の見直し、国民の利便性ひいては生産性の向上や行政の効率性を高めるための、申告・納税手続について、ICT を積極的に活用する見直しも行われています。

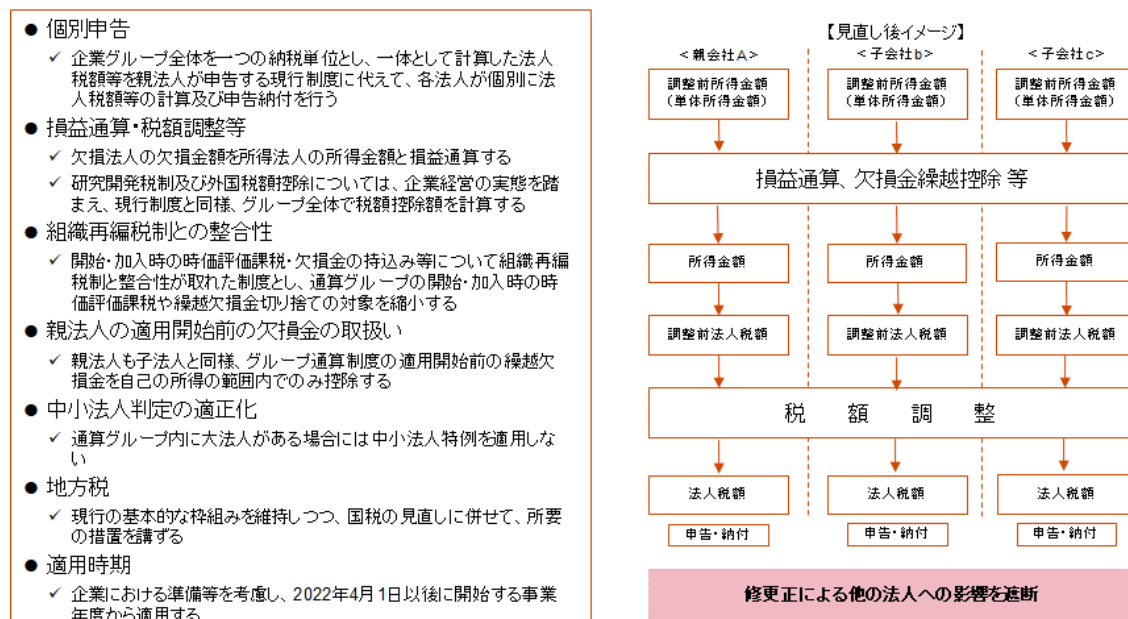
2019 年 12 月 20 日には、政府が同内容の「令和 2 年度税制改正の大綱」（以下「2020 年度税制改正大綱」）を閣議決定しました。今後は、令和 2 年度税制改正法案が 2020 年 1 月の通常国会に提出され、その後審議に付されることになります。なお、今後の審議状況等によっては、内容に変更を生ずる可能性もありますのでご注意ください。

## In detail

### 法人課税

#### 1. 連結納税制度に代わるグループ通算制度の創設

内国法人による 100%グループ法人間での損益通算を認めるグループ通算制度が導入され、2022 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。制度の概要は以下の通りです。



※ グループ通算制度の詳細については、今後、ニュースレターを配信する予定です。

## 2. 政策税制等

### (1) オープンイノベーション投資促進税制の創設

- ・ 特定事業活動(注1)を行う対象法人が、2020年4月1日から2022年3月31日までの間に、特定株式(注2)を出資の払込みにより取得し、特取得価額の25%以下の金額を別勘定の金額として経理した場合に、当該金額の損金算入を認める(その事業年度の所得金額を上限とする)制度が創設されます。
- ・ 特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由(注3)に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金に算入します(その特定株式の取得から5年を経過した場合を除く)。

- (注1) 自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等
- (注2) 産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち、同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人(既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限る)又はこれに類する外国法人(以下「特別新事業開拓事業者」という)の株式のうち、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるもの
- ① 対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるものであること
  - ② 資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること
  - ③ その払込金額が1億円以上(中小企業者にあつては1,000万円以上とし、外国法人への払込みにあつては5億円以上とする)であること、ただし、対象となる払込みに上限を設ける
  - ④ 対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと
- (注3) ① 特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合、② 特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合、③ 特定株式につき配当を受けた場合、④ 特定株式の帳簿価額を減額した場合、その他

### (2) 5G 導入促進税制の創設

- ・ 一定のシステム導入(注1)を行う、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称、以下「新法」)の認定法人(認定特定高度情報通信等システム導入事業者(仮称))が、新法の施行日から2022年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備(注2)を取得して事業供用した場合に、30%の特別償却と15%の税額控除との選択適用ができる制度が創設されます。
  - ・ 本制度の適用に伴い取得された償却資産(認定を受けた者で、取得価額の合計額が3億円以下)について、固定資産税の課税標準額を当初の3年間は2分の1とする措置が講じられます。
- (注1) 新法の認定導入計画(仮称)に従って実施される同法の特定高度情報通信等システム(仮称)の導入で、早期の普及を促すものであつてその供給の安定性の確保に特に資するものとして基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたもの
- (注2) 認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産で、一定のシステム導入の用に供するための一定のもの

(3) 大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除、給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度(平成30年度税制改正で改正された所得拡大促進税制)の適用要件における、投資額の要件が引き上げられます。

|      |                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                   |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象措置 | 研究開発税制、情報連携投資促進税制(廃止)、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制                                                                                                                                                      | 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度                                                                                       |
| 適用要件 | <p>適用年度の所得金額 &gt; 前期の所得金額<br/>→ 以下のいずれかを満たす場合に減税措置を適用</p> <p>① 平均給与等支給額 &gt; 比較平均給与等支給額</p> <p>② 国内設備投資額 &gt; 減価償却費の総額 × 10%<br/>→ 30%</p> <p>適用年度の所得金額 ≤ 前期の所得金額の一定の事業年度<br/>→ 上記の要件を課さない</p> | <p>【要件①】給与等支給額の総額: 前事業年度以上</p> <p>【要件②】継続雇用者給与等支給額: 前年度比3%以上増加</p> <p>【要件③】国内設備投資額 ≥ 90% × 減価償却費の総額<br/>→ 95%</p> |

(4) 交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年延長され、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上で、その適用期限が2年延長されます。

(5) 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(コネクテッド・インダストリーズ税制)は、2020年3月31日をもって廃止されます。ただし、2020年3月31日までに認定を受けた法人等が、認定革新的データ産業活用計画に係る革新的情報産業活用設備について2021年3月31日までに取得・供用した場合には、従前どおり税制の適用ができる経過措置が講じられます。

(6) 会社関係制度の見直しを前提とした、役員給与制度等の見直しが行われ、改正会社法施行日以後の交付決議等について適用されます。

- ① 法人に対する役務提供の対価として交付される譲渡制限付株式の範囲が見直され、その譲渡制限付株式と引き換えにする払込み等を要しない場合の当該株式の収入金額の計算が見直されます。
- ② 役員給与における過大な役員給与の判断基準のうち形式基準について、法人の株式又は新株予約権に係る限度額が新たに規定されます。
- ③ 業績連動給与の手續に係る要件が見直されます。

(7)「時価の算定に関する会計基準」の導入に伴い、時価評価金額等の規定が見直され、2020年4月1日以後終了事業年度分の法人税について適用されます。

### 3. 中小企業関連

(1) 交際費等の損金不算入制度及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。

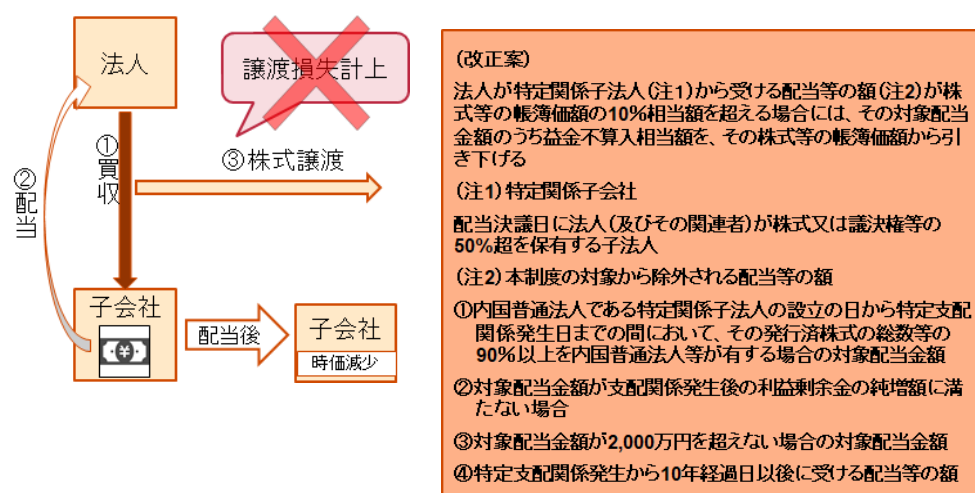
(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の対象法人について、連結法人を除外し、常時使用する従業員数を500人以下とする見直しを行った上で、その適用期限が2年延長されます。

(3) 地方拠点強化税制について、適用要件及び優遇措置等を見直した上で、適用期限が2年延長されます。

### 4. 国際課税

(1) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応措置の創設

- ・ 特定関係子法人(配当決議日に特定支配関係を有する法人)から受ける配当等の額が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げる措置が創設されます。対象配当金額のうち、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額がある場合には、その部分の金額を超える金額を益金不算入相当額とすることができます。改正は2020年4月1日以後開始事業年度から適用されます。



## (2) 外国子会社合算税制における部分合算所得の金額

- 部分合算課税制度の対象となる受取利子等の額の範囲から、その本店所在地国においてその役員又は使用人が棚卸資産の販売の事業及びこれに付随する事業(棚卸資産の販売から生ずる利子(いわゆる「ユーザンス金利」)に係るものに限る)を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している外国関係会社が、非関連者に対して行う棚卸資産の販売から生ずる利子の額が除外されます。
- 改正は2020年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

## (3) 外国税額控除制度の控除対象外国法人税の額の範囲

- ①外国法人等の所得について、これを内国法人の所得とみなして当該内国法人に対して課される外国法人税の額、②内国法人の国外事業所等において、当該国外事業所等から本店等又は他の者に対する支払金額等がないものとした場合に得られる所得につき課される外国法人税の額が、控除対象外国法人税額から除かれます。
- 改正は2021年4月1日以後開始事業年度分の法人税について適用されます。

(4) 過大支払利子税制における対象外支払利子等の額から、外国法人の恒久的施設に支払われる一定の利子等の額(外国法人の恒久的施設が有する債権に係る経済的利益(利子相当)を受ける権利が、その本店等に移転されることがあらかじめ定まっている場合)には、法人からその恒久的施設に支払われる利子等の額が対象外支払利子等の額から除外されます(対象支払利子とされる)。改正は、2020年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

(5) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等の見直しが行われます。

## 5. 地方税

電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について課税制度が見直され、2020年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

|         | 収入金額課税法人<br>(電気、ガス、保険) | 発電事業及び小売電気事業(改正案) |         |
|---------|------------------------|-------------------|---------|
|         |                        | 資本金1億円以下          | 資本金1億円超 |
| 適用      | 2019/10/1以後開始事業年度      | 2020/4/1以後開始事業年度  |         |
| 収入割     | 1.0%                   | 0.75%             | 0.75%   |
| 特別法人事業税 | 30%                    | 40%               | 40%     |
| 所得割     | -                      | 1.85%             | -       |
| 付加価値割   | -                      | -                 | 0.37%   |
| 資本割     | -                      | -                 | 0.15%   |

## 6. 納税環境整備

(1) 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、当該提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限を1月延長する、消費税の申告期限の特例制度が創設されます。確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、当該延長された期間に係る利子税を併せて納付します。改正は2021年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。

(2) 市中金利の実勢を踏まえ、利子税、還付加算金、納税猶予の場合の延滞金の割合が現行より0.5%引下げられます(現行1.6%→1.1%)。改正は2021年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用されます。

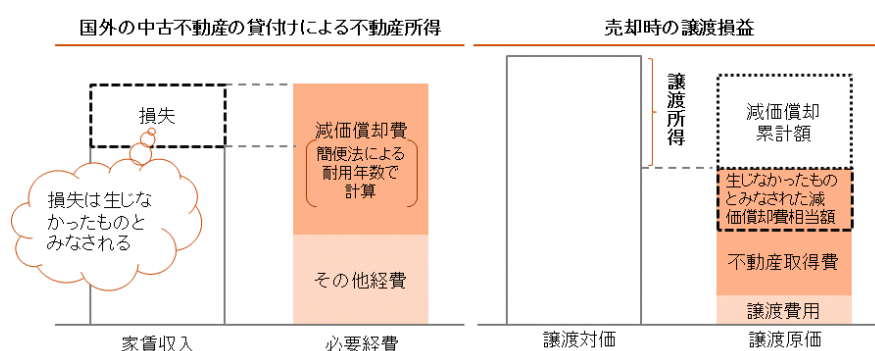
(3) 電子帳簿等保存制度の見直しが行われ、①発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法、②電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム(訂正又は削除を行うことができないシステムを含む)において、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法が追加されます。改正は2020年10月1日から施行されます。

(4) 国外財産調書制度等について、納税者が指定された期限までに必要な資料を提示・提出しない場合には申告漏れに対する加算税を加重する等の見直しが行われます。改正は2020年分以後の所得税等について適用されます。

(5) 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限について、納税者が指定された期限までに必要な資料を提示・提出せず、外国税務当局に対して情報交換(資料の入手及び提供)の要請が行われた場合、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間は、更正・決定が可能となります。改正は、2020年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

## 7. 個人所得税関連

(1) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例が創設され、国外中古建物から生ずる不動産所得の損失金額について、償却費に相当する部分の金額はなかったものとみなして計算されます。なお、なかったものとみなされた減価償却費相当額は、国外中古建物を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上、その取得費から控除することとされる償却費の額の累計額から除かれます。改正は2021年分の所得税より適用されます。



(2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、対象となる上場株式等の範囲が以下のように拡充され、届出書等の書類の電磁的方法による提出が認められることになります。

- ① 居住者等が有する取得請求権付株式、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式であって上場株式等以外の株式に該当するものの請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議により取得する上場株式等
- ② 居住者等が発行法人等に対して役務の提供をした場合においてその居住者等がその発行法人等から取得する上場株式等で、その上場株式等と引換えにする払込み又は給付を要しない場合のその上場株式等

- ③ 居住者等が金融商品取引業者等の営業所の長に対する非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された口座でその設定の時から非課税口座に該当しないこととされたものにおいて管理されている上場株式等で、その該当しないこととされた日にその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるもの

(3) エンジェル税制(注)の対象となる法人の拡充等の見直しが行われます。

(注) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

Email: [pwciapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwciapan.taxpr@jp.pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
高野 公人

パートナー  
鬼頭 朱実

パートナー  
佐々木 浩

ディレクター  
荒井 優美子

マネージャー  
山田 盛人

マネージャー  
朝倉 雅彦

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。